

日光市監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月17日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 1 監査の対象 | 財政課、税務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、
公平委員会 |
| 2 監査の期間 | 令和5年10月6日～令和5年10月19日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

財政課

4 監査の期間

令和5年10月6日～令和5年10月19日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし

令和5年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

税務課

4 監査の期間

令和5年10月6日～令和5年10月19日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

職務に専念する義務の免除について、条例の規定によらない理由により取得しているものがあつた。

8 意見及び要望

窓口における現金の収納について、現金の紛失等の事故リスクを低減させるためにも、窓口での現金の取扱い者を特定しておく必要があると考える。改善に向けた方策について関係部署と協議されたい。

令和5年度 定例 監 査 結 果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

選挙管理委員会事務局

4 監査の期間

令和5年10月6日～令和5年10月19日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は事務局長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

課題となっている大型商業施設における期日前投票所の開設については、これまでに県内他市町の事例を調査・研究されてきているとのことであるが、県内においてはすでに半数近くの市が開設していること、有権者の投票機会の確保はもとより、利便性の向上と投票者数の増加が見込めるものであることから、開設に向けた検討を進められたい。

令和5年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

監査委員事務局

4 監査の期間

令和5年10月6日～令和5年10月19日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は事務局長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし

令和5年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

公平委員会

4 監査の期間

令和5年10月6日～令和5年10月19日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は書記長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし